

○本庄市水道事業審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、本庄市水道事業審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本庄市の水道事業について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本庄市水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから必要な都度、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 水道使用者

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。